

社会福社会館施設使用料金表

室名及び定員				使用時間		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00		
1 階	大ホール (336m ²)	平日	500人	6,800	9,100	13,600	15,900	20,400	27,200		
		休日		8,100	10,800	16,300	18,900	24,400	32,500		
	講義室 (78m ²)	総合室	60人	1,400	1,900	2,800	3,300	4,200	5,600		
		1号室	30人	700	950	1,400	1,650	2,100	2,800		
		2号室	30人	700	950	1,400	1,650	2,100	2,800		
講習室(62m ²)		40人	1,400	1,900	2,800	3,300	4,200	5,600			
2 階	第1会議室(78m ²)		50人	1,400	1,900	2,800	3,300	4,200	5,600		
	第2会議室(55m ²)		30人	1,050	1,400	2,100	2,450	3,150	4,200		

備 考

- 1 使用者が入場料、その他これに類するものを徴収するときは、当該基本使用料の5割の額を加算する。
但し、入場税法（昭和29年法第96号）により入場税を免除された場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合を除くほか、商品を展示し、あるいは宣伝販売行為を行う等に使用するときは、当該使用区分にかかる基本料金の5割の額を加算する。
- 3 町民以外の者が使用する場合は、この表に定める基本使用料の5割に相当する額を加えた額とする。
- 4 ガス設備、水道及び電気を使用するときは、別に町長が定める実費を徴収することがある。
- 5 超過時間1時間につき、基本使用料の2割を加算する。この場合30分以上は、1時間とする。
- 6 使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これは切り捨てる。
- 7 冷暖房を実施しているときは、上記使用料の5割の額を加算する。
- 8 会館に備付けられる特殊器具の使用料は、別に規則で定める。
- 9 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。

特殊器具等使用料

器具名等	数 量	使 用 量	備 考
金屏風	1双	1,000円	
マイクロホン	1本	400円	
ワイヤレスマイク	1本	600円	電池別
レコードプレーヤー	1台	200円	レコード別
カセットデッキ	1台	200円	テープ別
ラジオカセット	1台	300円	テープ別
CDカセット	1台	300円	CD・テープ別
16mm映写機	1式	1,500円	
スポットライト	1式	500円	2時間につき
グランドピアノ	1台	3,000円	調律料含まず
展示用パネル	1枚	200円	
ガス用調理台	1台	400円	
ガス用炊飯器	1台	200円	

備 考

- 1 この使用料は、午前・午後・夜間の使用区分をもって1回とし、全日使用する場合は、3回として計算する。
- 2 町外居住者が使用するときは、この表に定める使用料の5割を加算する。
- 3 使用許可時間を延長し、または、繰り上げて使用するときの延長使用料金は、この表に定める使用料の3割の額を徴収する。

注 意 事 項

使用者は次のことについて関係者または入場者に責任をもって指示してください。

- 定員以上の入場をさせないこと。入場者、自動車の整理については特に厳重にし、事故を起こさないよう細心の注意をお願いします。
- 許可なく物品の販売などをしないこと。
- 所定の場所以外で飲食・喫煙をしないこと。特に火気に注意してください。
- 許可なく館内にハリ紙・くぎ打ちなどをしないこと。
- 館内外を不潔にしないこと。
- 騒音、放歌、暴力行為など他人に迷惑をかけること。
- 他人に危害迷惑をかける物品は持ち込まないこと。
- ペットは持ち込まないこと。
- 所定の場所以外に出入りしたり、許可をうけた以外の器具を使わないこと。
- 許可なく付属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- 非常口、消火設備などのまわりには物を置かないこと。